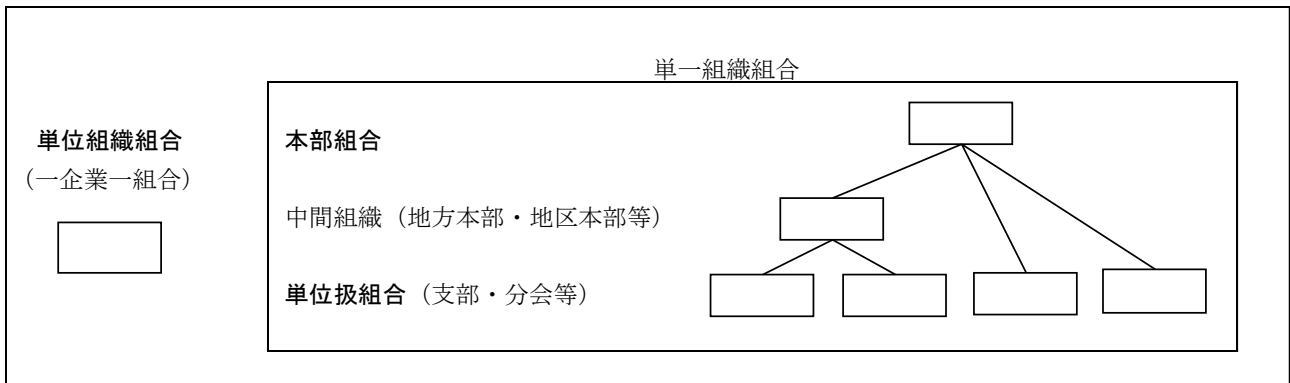


主な用語の定義



「単位労働組合」

下部組織を持たない労働組合をいう。下記「単位組織組合」と「単位扱組合」を合わせたものをいう。(上図参照)

「単位組織組合」

労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。(上図参照)

「単位扱組合」

労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合（以下「単一組織組合」という。）のうち最下部組織をいう。(上図参照)

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう。(上図参照)

「ユニオン・ショップ協定」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならない協定をいう。

「別組合」

調査対象労働組合と同一事業所の労働者を構成員としているものの、別に組織されている労働組合をいう。

「正社員」

調査対象労働組合員を雇用している事業所において、正社員とする者をいう。雇用期間の定めがあっても、他の扱いが正社員と変わらない者（勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）等）を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても1週間の所定労働日数が、一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年などの期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、他事業所からの出向社員及び嘱託労働者（定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した者）を除く。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」である。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「退職一時金の年金化」

退職一時金の全部または一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等）に移行することをいう。

「確定拠出年金制度」

事業主または各従業員個人が一定の掛金を拠出し、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度をいう。このうち、事業主が掛金を拠出するものを企業型確定拠出年金という。

「労使協議機関」

経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものをいう。

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取り決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く。）、同36条（時間外及び休日労働に関する協定）等労働基準法に基づく労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含まない。

「労働者の個別の問題」

労働者個人の処遇等に関する事項をいい、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、いじめ、嫌がらせ等を含む。

「苦情処理制度」

労使双方の代表で構成される、労働者個人の苦情を解決するための機関（苦情処理委員会等）により問題を解決する制度をいう。

「企業組織の再編・事業部門の縮小等（企業組織の再編等）」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

「労働協約の規範的部分」

労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

「労働協約の債務的部分」

労働協約のうち、上記の規範的部分以外の部分をいう。例えば、非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等労働組合組織に関する事項や、就業時間中の組合活動、労働組合の企業施設利用等労働組合活動に関する事項、団体交渉や労働争議に関する事項などをいう。

「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から定期組合費、臨時組合費、その他労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいう。